

○一部事務組合下田メディカルセンター介護老人保健施設事業会計規則

平成 12 年 2 月 25 日  
共立湊病院組合規則第 1 号

改正 平成 24 年 4 月 23 日共立湊病院組合規則第 2 号

改正 平成 31 年 2 月 21 日一部事務組合下田メディカルセンター規則第 3 号

第 1 条 この規則は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 173 条の 2 の規定に基づき、法令その他別に定めるもののほか、一部事務組合下田メディカルセンター介護老人保健施設事業の会計に関する事務の処理について必要な事項を定める。

第 2 条 会計事務処理に当たっては、下田市会計規則（昭和 41 年下田市規則第 2 号）の規定を適用する。

附 則

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 4 月 23 日共立湊病院組合規則第 2 号）

この規則は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 2 月 21 日一部事務組合下田メディカルセンター規則第 3 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。